

東京都産業科学技術振興指針（第3期）の概要

これまでの経緯

[科学技術基本法]
○地方公共団体の責務を規定（地域特性を生かした自主的な施策の策定と実施）

産業科学技術振興指針(第1期) 平成16～20年度
(第2期) 平成20～24年度

策定の方針

「大都市課題の解決」と「産業力の強化」に資する産業科学技術の振興

- 「福祉・健康」「環境」「防災」の3つの面で東京の大都市課題を捉え、産業科学技術の振興を通じて解決
- 科学技術の発展により生み出された成果を産業力強化につなげる

大都市課題

福祉・健康

環境

防災

産業科学技術振興策の実施

- 少子高齢社会に対応した都市の実現
- 環境への負荷が少ない都市の実現
- 大災害にも対応できる都市の実現

産業力の強化

《計画期間》

■ 平成25年度から29年度までの5年間

4つの指針と取組

4つの指針

<指針1> 科学技術の研究基盤を強化する

- 都の大学・研究機関の整備
- 海外からの研究人材の受入・交流促進
- 大学・研究機関、行政との連携強化

取組事例

- 首都大日野キャンパスの実験棟整備
- アジア人材育成戦略の展開
(首都大博士課程でアジアからの留学生を育成)
- 首都大施策提案発表会の開催
(大学教員が都との連携事業・共同研究を提案)

<指針2> 優れた科学技術の発展を後押しする

- 大都市現場を活用した実証実験の実施
- 優れた技術・製品の選定・表彰
- 都市課題の解決に資する技術開発の促進

- 下水道管内への土砂流入を防止する技術の共同研究
(民間企業では得にくい実験材料や施設・場所を都が提供)
- ベンチャー技術大賞の選定
- ロードマップの策定
(都市課題解決のための技術戦略プログラム)

<指針3> 科学技術の産業界での活用を推進する

- 産業界での活用のための産学公金(*金融)の連携を推進
- 産業界の交流を促進
- 知的財産の保護、活用を推進

- 都市機能活用型プロジェクトの実施
(ロボット等の産業分野で産学公金のネットワークを構築)
- 産業交流展の開催
- 東京都知的財産総合センターの設置
(中小企業における知的財産の創造・保護・活用の促進)

<指針4> 科学技術を社会に浸透させる

- 都民の興味、関心を醸成
- 次代の科学技術を担う人材の育成

- Tokyo^{サイ}iしぎ祭エンスの開催
(主に小・中学生を対象とした科学技術体験イベント)
- 東京理系女子探検隊プロジェクトの実施
(女子中高生等に理系分野の勉強や仕事の現場を紹介)
- スーパーサイエンスハイスクールへの参加
(先進的な理数教育により国際的な科学技術系人材を育成)